

## 2. 岡山県が行った親権 喪失事案について



# 岡山県が行った親権喪失 事案について

平成23年7月20日

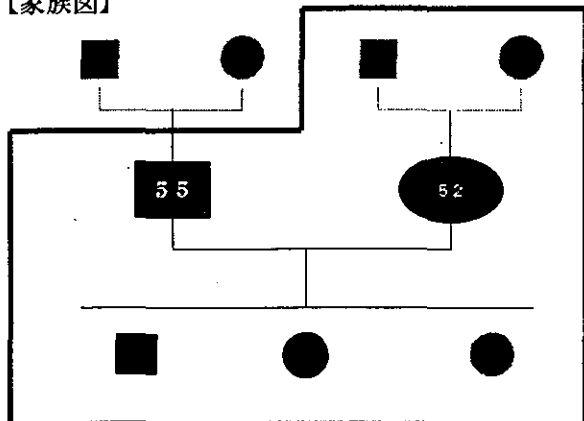
岡山県津山児童相談所 浅田浩司  
CHILD FIRST

## 事例概要

児童相談所に相談歴のない19才の女性が、実父からの性的被害を受け、DVシェルターに避難した。その後、シェルター職員、シェルターの支援弁護士と相談の上、自身の自立に際し両親の親権の影響を排除する目的で、親権喪失宣告の申立てを希望して、児童相談所に相談した。

- 【本人】
- ・事件当時19才3ヶ月の女性
  - ・高卒後、会社に就職し、〇〇年4月から11月まで勤務した。
  - ・児童相談所への相談歴はない。
  - ・在宅の妹の社会的不利を憂慮して、実父を訴える意志はない。

【家族図】



【実父】

- ・会社員。
- ・本人の行動を制限する、携帯メールをチェックする、本人の通帳を管理するなどの行動がある。

【実母】

- ・パート勤務。
- ・本人は実父からの性的被害を相談し助けを求めたが、対応しなかった。

【その他の同居家族】

- ・母方祖父（75才）・祖母（65才）
- ・兄（21才：会社員）・妹（16才：高1）

## 申立てについて

- 親権喪失については、実父だけでなく実母に対しても申立てを行うこととした。
- 虐待の被害は、実父からの直接的な性交渉のほか、実母はその状況を知っており本人が助けを求めたのに放置したこと、その他両親からの身体的虐待及び本人名義の金銭の管理から行動管理されてきたこと等を主張することとした。
- 本人の陳述書を中心に、過去に行った警察並びに婦人相談所への相談歴、相談内容の資料を示し、本人陳述を補完する形とした。
- 申立てに際し、児童相談所は女性職員をして本人に面接を行うと共に、本人及びきょうだいが所属した学校に調査を行った。
- 申立てを行うにあたり、両親への接触は行わなかった。

## 児相の経過と手続き

見相の動き	家裁等の動き	内容
〇〇. 2. 27	相談受理	民間シェルター、シェルターの支援弁護士が見相に来所
3. 1	見相のスーパーバイズを依頼している弁護士等に相談	申立てを行うことの妥当性について確認した。(セカンドオピニオンの)
3. 13	県庁に協議	審議会への諮問を検討したが、県からは児相長の判断で足りるとの回答であった。
4. 23	本人に面接を実施	シェルターの支援弁護士立会で実施、最終意思確認を行った
4. 24	援助方針会議	本人への面接を踏まえ、親権喪失宣告の申立てを行うことを確認した
4. 25	親権喪失宣告申立及び保全処分の申立て	シェルターの支援弁護士を代理人に立て申立てを行った
5. 3	両親が家裁へ出頭	事実関係を全て認めた。反論書提出なし
5. 9	本案及び保全処分承認	別の弁護士が親権職務代行者に選任された
5. 29	本案審判確定	両親抗告せず、審判確定で親権職務代行者失職

## 事例に関して困ったこと

- 1 本人の訴えはどこまで事実なのか
- 2 本当に児相がしなければならないのか
- 3 どこまでをやるのか

## 事例に関して困ったこと

- 1 本人の訴えは、どこまで事実なのか
  - ・新ケースであり、本人の様子、家族の状態に関する情報はほとんどない。
  - ・法律上児相長をして申立てはできるが19才という年齢であり、また、その特殊性から十分な調査はできない。
  - ・刑事告発で事実を明らかにする方法は、残されたきょうだいが社会的不利を被る可能性を理由に選択できない。

親権を喪失させるに値する著しい不行跡を本人の訴えのみで組み立てることの難しさを感じた。

- ・児相のスーパーバイズを依頼している弁護士、厚生労働省の意見を聴き、判断の参考にした。
- ・19才になる本人の意志に基づき、シェルターの支援弁護士が本人から聴き取った陳述書を添えて申立てを行うということで、信頼度は高いと判断できる。

## 事例に関して困ったこと

### 2 本当に見相がしなければならないのか

- ・法律には本人が申立てできるとは書いていない。
- ・本人もシェルターの支援弁護士も、「本人に代わって申立てを行う親族はいない。」という。申立ての意向を両親に知られたくないため、調査は難しい。
- ・見相のスーパーバイズを依頼している弁護士に相談しても、申立人としての「検察官」はない！という。

申立ての組み立てや進め方について、不安があった。

➡ ○本人と関係がとれているシェルターの支援弁護士を申立人の代理人とした。

○申立ての妥当性について児童福祉審議会に諮問しようとした。

・審議会は必要ないとの県庁の回答であった。

・損害賠償請求等が発生した場合には、県として対応することのこと。

## 事例に関して困ったこと

### 3 どこまでをやるのか

- ・見相の数少ない武器である一時保護は使えない！
- ・もうちょっとで20才になる。現実的には両親を刺激するより本人の生活を支援する方が安全と考える。本人の両親との決別の意向と行政の関与の是非は？どこまで本人を守れるのか。
- ・申立後に予想される親権職務代行、未成年後見、本人もじき20才を迎える。どこまで見相が支えていけるのか。

申立後に予想される事態への対応に困難を感じた

➡ ・申立人としての役割のみを受けるとした。

・見相長の役職で、予想される両親への対応、児童福祉法対象年齢を超過した本人の自立支援を全てを担うことは難しいと判断した。

・本人への具体的な支援は民間シェルターにお願いした。

## 事例のその後

- 審判後はシェルターの支援を受け、就労を継続した。
- 両親の抵抗もなかったこと、後見人をたてなければならぬことについて実害がなかったこと等により未成年後見人の選任は行わなかった。
- ○月○日、本人は二十歳を迎えた。その間に本人が親権職務代行を担当した弁護士と相談し、両親に対する損害賠償請求を提訴した。半年後、両親に対し提訴した額の半額を支払うよう判決が出たが、両親が控訴。その後、両親との間で和解が成立し、予定の額が支払われることとなった。
- 本人は、その間に結婚し、その後男児を出産した。男児出産前から、実母との関係が修復され、現在は子育ての支援を得られるような状況となっている。

## 事例を通して学んだこと

- 18才、19才で親権喪失に持っていくケースは、このような状況が典型的であろう。
- 親権喪失の申立ては申し立てるだけでは終わらない。
- 本来、親権職務代行、未成年後見には相応の報酬が発生する。
- 誰か継続して本人を支援する大人の存在が不可欠である。
- 親権が及ぼす影響は（良い場合もそうでない場合も）20才では終わらない。



児童福祉法の枠だけでは完結しない。

## 民法改正によせて

- 本事例のような場合、本人申立ができるのでその点はよい。
  - ・しかし、本人だけではとうていやりきれないので申立てを援助する大人の存在が必要と考える。
  - ・申立てにかかる経費、親権職務代行者等の経費は誰が払うのか検討が必要である。
  - ・申立後も継続的に本人の自立を支援する仕組みが必要と考える。
- 本事例では未成年後見人の選任を行わなかったが、法人が後見となる環境であれば、個人で受ける場合よりも候補者が増えるのではないか。
- 支援者は、親権の法的側面だけに壁を感じているわけではない。親権者に子どもの養育者としての責任をいかに果たしてもらうのか、そのための方策も今後重要であると考えます。

ご静聴ありがとうございました。

CHILD FIRST